

令和元年度  
長岡市海外販路開拓支援事業補助金

公 募 要 領

長岡市 商工部 産業支援課

## 1 制度の概要

市内中小企業者等の海外販路の開拓を促進するため、市場調査、営業ツールの外国語化、海外見本市等出展への取り組む事業者に対して補助金を交付します。

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業                | <p>■海外市場調査<br/>(例) 有識者から指導、コンサルティング会社への委託 など</p> <p>■営業ツールの外国語化<br/>(例) 会社または製品のホームページ、パンフレット、動画の外国語対応</p> <p>■海外見本市等への出展</p> <p><b>※複数の事業に取り組むことも可</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 対 象 者               | <p>市内に事業所を有する中小企業者等（ただし、下記に該当する業種を除く）</p> <p><b>※補助対象外業種</b></p> <p>(1) 狩猟業<br/>(2) 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。）<br/>(3) 娯楽業のうち風俗関連営業<br/>(4) 競輪、競馬等の競走場及び競技団<br/>(5) パチンコホール<br/>(6) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場<br/>(7) 芸芸業及び芸芸周旋業<br/>(8) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業<br/>(9) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。）<br/>(10) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの<br/>(11) 易断所、観相業及び相場案内業<br/>(12) 学校（学校法人が経営するもの）<br/>(13) 通訳案内業<br/>(14) 不動産鑑定業<br/>(15) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体<br/>(16) LLP（有限責任事業組合）<br/>(17) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業<br/>(18) 前各号に掲げる業種のほか、市長が補助金の交付に当たり公序良俗に反する営業等不適当と認める種類の営業</p> |
| 補 助 率<br>・<br>補 助 額 | <p>■海外市場調査<br/>補助対象経費の 2/3 以内、40 万円上限</p> <p>■営業ツールの外国語化<br/>補助対象経費の 1/2 以内、20 万円上限</p> <p>■海外見本市等への出展<br/>補助対象経費の 2/3 以内、50 万円上限</p> <p><b>※複数の事業を併用する場合は、70 万円上限</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 対象経費                | <p>■海外市場調査<br/>報償費、費用弁償、委託費</p> <p>■営業ツールの外国語化<br/>印刷製本費、翻訳費、外注費、委託費</p> <p>■海外見本市等への出展<br/>出展料、通訳費、翻訳費、輸送費、委託費、旅費</p> <p><b>※補助対象経費の適用範囲等は【別表】をご確認ください。</b></p> <p><b>※補助金交付決定前に支払った経費は対象とすることはできません。</b></p> <p><b>ただし、9 月 2 日以前に支払う必要のある出展料については例外とします。</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## ○補助対象とならない事業

下記に該当する場合は補助対象としません

- (1) 補助金の交付決定前に対象事業が終了するもの
- (2) 令和元年度中に対象事業が終了しないもの
- (3) 過去に2回以上この補助金を活用して海外市場の調査、営業ツールの外国語化を行ったことのある者の、同事業区分への取り組み
- (4) 過去に2回以上出展したことのある海外見本市等と同一の海外見本市等へ出展するもの

## ○補助対象期間

原則として、交付決定日から事業が完了する日（最長で令和2年3月31日）までです。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日から交付決定日の間も対象とします。

## 2 補助金の申請方法

### (1) 募集期間

令和元年9月2日（月）より随時（予算額に達した時点で終了）

### (2) 補助金の申請

「補助金交付申請書（様式1）」に必要書類を添付して、直接持参又は郵送により提出してください。

#### <添付書類>

##### ○事業計画書（様式2）

**※事業内容により様式が異なります。複数の事業を実施する場合は、該当する様式を全て添付してください。**

- 海外市場調査：様式2-1
- 営業ツールの外国語化：様式2-2
- 海外見本市等への出展：様式2-3

##### ○株主等一覧表（様式3）

##### ○申請者の概要が確認できる書類

※会社パンフレットや履歴事項証明書など

##### ○長岡市が発行する「未納がない証明」

※市税の未納がない、過去2年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがない証明

### (3) 審査及び結果の通知

提出された補助金交付申請書を書類審査（必要に応じて行う現地調査等）により、交付・不交付を決定し、書面で結果を通知します。

## 3 補助金交付決定後の流れ

交付申請書の内容に基づき、事業に取り組んでいただきます。市は必要に応じて、事業の進捗や成果を確認するため、資料提出依頼や現地調査をいたします。

#### 4 実績報告書の提出

補助事業の完了後、補助事業者は速やかに補助金実績報告書（様式 4）に必要書類を添付して、直接持参又は郵送により提出してください。

##### <添付書類>

###### ○事業報告書（様式 5）

※事業内容により様式が異なります。複数の事業を実施する場合は、該当する様式  
を全て添付してください。

■海外市場調査：様式 5-1

■営業ツールの外国語化：様式 5-2

■海外見本市等への出展：様式 5-3

###### ○補助対象経費の請求書等及び領収書等の写し

###### ○その他参考資料（製作物の添付や事業実施の様子が確認できる写真 など）

#### 5 補助金の確定及び支払い

提出された補助金実績報告書を書類審査（必要に応じて現地調査等）し、補助事業が適正と認められた場合は、補助金額を確定し、書面により通知します。その後、補助事業者からの請求書に基づき、補助金を支払いします。

#### 6 注意事項等

- ・補助事業終了後の 5 年間、各年度における補助事業の成果等に関する調査に協力してください。  
また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を保存してください。
- ・長岡市が行う補助事業の成果の P R 事業（例：ホームページ・パンフレット等を作成する際の資料の提供等）に協力してください。

#### 7 その他

- ・本補助金の申請にあたっては、本募集要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市海外販路開拓支援事業補助金交付要綱」をご確認ください（長岡市ホームページから閲覧できます）。
- ・本補助金の申請等に係る各種様式については、長岡市ホームページからダウンロードできます（電子メール等でもお送りできますので、ご希望の場合はお申し出ください）。

##### <長岡市ホームページ>

###### ○URL

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

###### ○様式等のダウンロードページへの進み方

トップページ > 産業・ビジネス > 中小企業支援 > 海外販路開拓支援事業補助金

###### ○条例・規則のページへの進み方

トップページ > 市政 > 市政情報 > 「条例・規則」

##### <お問い合わせ先・申請書等の提出先>

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト 長岡市役所大手通庁舎 6 階

T E L : 0 2 5 8 - 3 9 - 2 2 2 8 / F A X : 0 2 5 8 - 3 6 - 7 3 8 5

| 補助対象経費     | 適用範囲                                                                      |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 海外市場調査     |                                                                           |
| 報償費        | 専門的知識を有する者への、指導等に係る謝金                                                     |
| 費用弁償       | 専門的知識を有する者への、依頼した活動に伴う旅費                                                  |
| 委託費        | 専門的知識を有する者へ、海外市場調査を業務委託する際の経費                                             |
| 営業ツールの外国語化 |                                                                           |
| 印刷製本費      | パンフレットやカタログの製作に係る経費                                                       |
| 翻訳費        | ホームページ、パンフレットやカタログ、動画を製作する際の、日本語から外国語への翻訳に係る経費                            |
| 外注費        | ホームページを製作または修正に係る経費                                                       |
| 委託費        | ホームページ、パンフレットやカタログ、動画の製作及び翻訳を業務委託する際の経費                                   |
| 海外見本市等     |                                                                           |
| 出展料        | 海外見本市等への出展に係る経費<br>※装飾費が含まれている場合は、装飾費分を差し引いた額が補助対象                        |
| 通訳費        | 海外見本市等での通訳に係る経費                                                           |
| 翻訳費        | 海外見本市等への出展手続き等で必要な翻訳に係る経費                                                 |
| 輸送費        | 海外見本市等で展示する製品等の輸送に係る経費                                                    |
| 委託費        | 海外見本市等へ出展に係る手続き等を業務委託する際の経費                                               |
| 旅費         | 海外見本市等へ参加する補助対象者に所属する者の旅費<br>※15 万円（1 人分のみ）と旅費以外の経費の 1/2 の額のいずれか少ない方の額を上限 |

< 上記の補助対象経費に含めることのできない経費の例 >

- 消費税及び地方消費税相当額
- 銀行等への口座振込手数料
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用 など